

補助金調書

補助金名	産休等代替職員費補助金(保育所)			担当課 (連絡先)	こども未来局運営支援課 (TEL 092-711-4245)	
交付先	<input type="checkbox"/> 団体	民間社会福祉法人等		区分	その他の補助金	
交付先決定方法	<input type="checkbox"/> 公募	(公募の場合) 公募時期		随時		
(公募の場合) 応募要件	産休等代替職員を任用する保育所の代表者					
(非公募の場合) 非公募の理由						
補助開始年度	昭和47	年度	経過年数	50	年度	
補助金の目的 及び 補助対象事業	保育所の職員が、出産または傷病の休暇をとるとき、臨時職員の任用にかかる経費を助成する。					
補助金の終期	令和6	年度	延長回数	2	回	
終期を延長する理由	産休等代替職員制度は、児童福祉施設等で職員が出産または疾病により休暇を必要とする場合、その職員の職務を行わせるための産休等代替職員を臨時的に任用し、その所要経費を市が補助するものである。市が児童福祉施設等への補助を行うことで、職員の母体の保護及び専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇を確保することに寄与しているため、今後も継続して実施する必要がある。					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	<input type="checkbox"/> 定額 <div style="margin-left: 20px;"> 【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・産休 産前8週、産後8週 ・病休 31日以上傷病のときに31日目から90日目までの期間で必要な期間(上限60日) <補助単価> 保育士 日額 6,736円(令和3年度単価改定。令和2年度の単価6,728円) 調理員 日額 6,736円(令和3年度単価改定。令和2年度の単価6,728円) </div>					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】					
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度		
	件	34 件	35 件	37 件		
	9,229 千円	9,874 千円	9,898 千円	10,589 千円		
前年度補助事業 の主な実施概要	代替職員の雇用					
補助金交付 による効果	職員の母体の保護または専心療養の保障が図られているとともに、児童の適正な処遇が確保されている。					

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。